

○南伊豆地域清掃施設組合事務局組織規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第1号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合事務局設置条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第3号）第3条の規定に基づき、事務局の組織について定めるものとする。

(職及び職務)

第2条 事務局に事務局長及び事務局員を置き、必要に応じて参事又は技監を置くことができる。

- 2 事務局員の補職名は、主幹、主査、主任主事、主任技師、主事及び技師とする。
- 3 事務局長は、管理者の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 参事又は技監は、管理者又は事務局長の命を受けて、特定の事項を処理する。
- 5 事務局員は、上司の命を受けて、担当する業務に従事する。

(職員の事務分担)

第3条 事務局長は、所属する職員の事務分担を定め、管理者に報告しなければならない。その事務分担を変更したときも同様とする。

(事務代決者)

第4条 事務局長は、事務局員の中から事務代決者を定め、管理者に報告しなければならない。事務代決者を変更したときも同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。